

令和5年度 財政援助団体等の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
ふるさと鹿野（経済観光部観光・ジオパーク推進課）			
<p>開館時間について（その他）《ふるさと鹿野／観光・ジオパーク推進課》 鹿野往来交流館の開館時間については、基本協定書第8条に「交流館の開館時間は、鳥取市鹿野往来交流館の設置及び管理に関する条例施行規則の規定に従うものとする。ただし、乙が開館時間の延長を望むときには、あらかじめ甲の承認を得て変更することができる。」とあり、条例施行規則第2条によると「開館時間は、午前9時30分から午後5時30分までとする。」とある。しかし実際の開館時間は午前9時00分から午後5時30分までであり、市の承認の有無について確認したところ、施設開設当時に口頭で承認をしていたとのことであった。指定管理者にあっては、あらかじめ市長の承認を得るよう適正に事務処理されたい。また、所管課にあっては、指定管理者に対し協定書に規定された内容が遵守されるよう、適切に指導されたい。（基本協定書第8条）</p>	<p>施設の開館時間については、指定管理者より時間変更の協議書を提出いただき、市として承認しました。</p>	R5.12.19	